

郡山駅駅前広場基本計画策定等業務委託
実施要領

令和 7 年 7 月

郡山市

目次

1.	事業の趣旨.....	- 2 -
2.	事業概要	- 2 -
3.	参加資格	- 3 -
4.	スケジュール.....	- 4 -
5.	事業提案者選定の流れ.....	- 4 -
6.	質問の受付及び回答.....	- 5 -
7.	参加申込書等の作成及び提出.....	- 6 -
8.	事業提案書の提出.....	- 6 -
9.	プレゼンテーション.....	- 8 -
10.	審査方法	- 8 -
11.	失格事項	- 9 -
12.	契約条件	- 9 -
13.	担当部局	- 9 -
14.	その他	- 9 -
	別表 1 . 郡山駅駅前広場基本計画策定等業務委託選定基準.....	- 10 -

郡山駅駅前広場基本計画策定等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市が、郡山駅駅前広場基本計画策定等業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

1. 事業の趣旨

郡山駅は、福島県において重要な交通結節点であり、郡山駅の西側に位置する郡山駅西口ロータリーは、交通機関相互の円滑な乗り換え・乗り継ぎの役割を担う重要な施設である。市民はもとより市外からの利用者も多く、混雑の解消と安全の確保が、持続可能な地域交通網の形成に資する地域交通の活性化及び再生を推進するためにも重要である。

現状、郡山駅西口ロータリーは、送迎車両等により混雑が発生し、特に新幹線の発着時にはその傾向が顕著で、駅前大通りなどの渋滞の一つとなっている。

こうした状況を解消するために、地域全体の交通環境を俯瞰し、市民・交通事業者・地域関係者・学識者など、多様な主体が連携して整備を進める必要がある。

また、多様な人々が集まる駅や駅周辺においては、限りあるスペースにおいて多様な機能が求められるとともに、デジタルテクノロジーの進展等、社会情勢の変化にも柔軟に対応していくことが必要となる。

そのため、今後、駅や駅周辺空間の再構築を図るに当たって、駅や周辺の施設を、それぞれ個別にとらえるのではなく、駅・駅前広場・周辺市街地を「駅まち空間」として一体的に捉え、多様な主体が「まちを良くする」視点をもって連携していくことが重要になる。

本業務は、郡山駅整備の基礎となる駅まちデザイン基本構想策定と、渋滞対策としての郡山駅西口ロータリーの基本設計、それに付随して必要な交通量調査、交通量予測、社会実験を行うものである。

2. 業務概要

(1) 業務名 郡山駅駅前広場基本計画策定等業務委託

(2) 業務内容

自ら行った事業提案を基に、本市と合意した内容で契約を締結し、本事業の契約期間内において次の業務を行うものとする。

① 駅まちデザイン基本構想策定等業務

- ② 駅前広場基本設計（郡山駅西口ロータリー）
- ③ 交通量調査
- ④ 交通量予測
- ⑤ 社会実験

※詳細は郡山駅駅前広場基本計画策定等業務委託特記仕様書による。

- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限金額 ￥60,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 中核市以上の都市に所在する新幹線発着駅の駅前広場改修に係る基本構想策定業務、基本計画策定業務又は基本設計業務を、本公告の日の属する年度以前の過去10年度の間、施行した実績があること。
- (6) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (7) 業務委託の土木設計において、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定）に基づく認定を受け、令和7年6月10日時点の令和7・8年度競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (8) 業務実施に当たり、企業の品質管理の向上、環境負荷の低減、個人情報保護の体制、情報リスクの防止策が確立されており、次①から⑤まで下記を取得している者であること。
 - ① 品質マネジメントシステム（QMS）JIS Q 9001
 - ② 環境マネジメントシステム（EMS）JIS Q 14001

- ③ 個人情報保護マネジメントシステム（PMS）（プライバシーマーク）JIS Q 15001
- ④ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）JIS Q 27001
- ⑤ アセットマネジメントシステム（AMS）JIS Q 55001（一般公共インフラ（道路））

4. スケジュール

公告開始（市ウェブサイト等に掲載）	令和7年7月11日（金）
質問書提出期間	令和7年7月17日（木）16時まで
質問回答期限	令和7年7月18日（金）17時15分まで
参加申込書等提出期間	令和7年7月24日（木）16時まで
参加資格確認結果通知	令和7年7月28日（月）17時15分まで
事業提案書提出期間	令和7年8月18日（月）16時まで
プレゼンテーション・選考	令和7年8月20日（水）（予定）
選考結果通知、優先交渉権者決定	令和7年8月22日（金）（予定）
見積徴取及び契約締結	令和7年8月25日（月）（予定）

5. 事業提案者選定の流れ

（1）参加申込者の要件

参加申込者は「[3. 参加資格](#)」で定める資格要件を満たす者とする。

（2）参加申込者の資格要件の確認及び通知

参加申込者の参加資格を確認し、条件を満たした参加申込者に対し、参加資格の確認結果について通知する。

なお、事業提案者が3者を超えた場合は、本プロポーザル（（4）に掲げる選定委員会をいう。）選定委員会において事前に能力評価を行い、評価点の上位3者について、参加資格の確認結果と合わせて文書により通知する。

（3）事業提案時の提出

参加資格の決定がなされた事業者は、本プロポーザルの事業提案書を本市へ提出する。

（4）契約候補者の選定

本市が設置する郡山駅駅前広場基本計画策定等業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、事業提案内容を審査し、各委員の評価点を合算した値（合計点）が最も高い事業提案者を契約候補者、次に高いものを次点候補者として選定する。

（５）詳細協議及び事業計画書の作成

契約候補者は優先交渉権者となり、提出された提案書に基づき詳細判断、最終事業提案書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、本市と詳細協議を進めるものとする。

（６）事業者の選定

優先交渉権者は本市と協議を行い、協議が整えば契約を締結し契約事業者となる。優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点候補者との詳細協議を行う。

（７）事務局

本事業提案に係る事務局は次のとおりとする。

担当窓口：郡山市 建設構想部 道路保全課

住所：〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

電話：024-924-2301

メール：dourohozen@city.koriyama.lg.jp

HP：https://www.city.koriyama.lg.jp/

6. 質問の受付及び回答

- （１）本件に関し質問がある場合は、質問書（様式第１号）を提出することができる。質問書は、以下のとおり提出すること。

なお、本件の趣旨からかけ離れた質問や、電話又は来訪による口頭での質疑及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

また、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わない。

- （２）提出期間 令和 7 年 7 月 17 日（木）16 時まで（必着）

- （３）提出方法 質問書により、郵送、電子メール（電話連絡による到達確認すること）又は持参にて道路保全課に提出する。

また、電子メールの場合は、表題に「郡山駅駅前広場基本計画策定等業務委託質問書」と明記する。

なお、送信者には翌日（休庁日を除く）までに到着確認メールを本市より送信する。届かない場合は、本市に電話にて確認を行うこと。

- （４）回答方法 郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）する。

7. 参加申込書等の作成及び提出

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式第2号）
- ② 企業概要（様式第3号）
- ③ 業務実績（様式第4号）

※駅前広場改修に係る基本設計業務等実績のうち、設計内容をA4判3枚以内で簡潔に記述すること（任意様式とする。）

※提出者を特定することができる法人名等（一般的に通用している社章、ロゴマーク等を含む。）を記載してはならない

※契約実績が確認できる契約書及び仕様書の写しを添付すること（印影及び個人情報を黒塗りにする。）

- ④ 配置予定技術者一覧（様式第5号）
- ⑤ 履歴事項全部証明書（法人のみ）
- ⑥ 納税証明書
国税：様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人）
市税：直近1年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）
- ⑦ 印鑑証明書
- ⑧ 委任状（様式第6号）

※支店又は営業所等が申請を行う場合のみ、提出が必要

(2) 提出期間 令和7年7月24日（木）16時まで必着

(3) 提出方法 郵送又は持参にて道路保全課に提出

(4) 参加資格確認結果の通知等

令和7年7月28日（月）17時15分までに参加申込者へ参加資格の確認結果を文書により通知する。

なお、事業提案者が3者を超えた場合は、「選定委員会」において事前に能力評価を行い、評価点の上位3者について、参加資格の確認結果と合わせて文書により通知する。

(5) 参加資格確認結果の通知を受けた参加申込者が参加を辞退する場合は、事業提案書受付の締切日前日までに提案辞退届（様式第7号）1部を、事務局に持参すること。

8. 事業提案書の提出

参加資格の確認の結果、参加資格の決定がなされた事業者は、本プロポーザルの事業提案書を本市へ提出すること。

- (1) 提出期間：令和7年8月18日（月）16時まで
- (2) 提出方法：郵送又は持参にて道路保全課に提出すること。
- (3) 事業者は、次の提出書類を作成し、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、縦長ファイルに綴じたものを提出すること。
 - ※事業提案書はA4判50枚以内とすること。
 - ※正1部、副13部提出すること。
 - ※文字サイズは原則11ポイントとし、可読性に配慮したサイズの使い分けは可

(4) 提出書類

事業提案書提出届（様式第8号）及び事業提案書

仕様書等を踏まえ、評価項目に応じた事業提案書を作成すること。

① 業務実施体制について（任意様式）

発注者の計画とおりに業務実行が可能な体制（業務責任者の配置、技術者の配置人数、実務経験年数、有資格者等）や本市の要望に迅速に対応できる連絡体制等について記載すること。

② 業務実績について（任意様式）

同種・同規模の駅前広場に関する業務実績を件数、内容、成果について具体例等を記載すること。

※駅前広場の設計に係る設計業務実績のうち、その設計内容をA4判3枚以内に簡潔に記述

※この際に提出者を特定することができる法人名等の内容（一般的に通用している社章、ロゴマーク等を含む。）を記載してはならない。

※記載した業務については、契約書の写しを提出すること。

（印影及び個人情報等を黒塗りにしたもの）

③ 企画提案内容について（任意様式）

（ア）業務目的及び現状の課題、その実現に有効な方針を記載すること。

（イ）社会実験、交通量調査等の有効性について具体案を記載すること。

（ウ）郡山駅西口ロータリーの現状の課題や問題解決に必要な方策について記載すること。

（エ）駅前広場全体の中長期的な整備のビジョンを見据えた提案をすること。

④ 提案内容の独創性について（任意様式）

独自の提案があれば記載すること。

⑤ 提案内容の実現性について（任意様式）

実施方法及びスケジュールについて具体的に提案すること。

⑥ 見積書（任意様式）

本業務を実施するために必要な全体経費（消費税及び地方消費税を含む。）を記載し、見積書に次の項目を記載すること。

- (ア) 駅まちデザイン基本構想策定に要する費用
- (イ) 駅前広場基本設計（郡山駅西口ロータリー）に要する費用
- (ウ) 交通量調査に要する費用
- (エ) 交通量予測に要する費用
- (オ) 社会実験に要する費用
- (カ) その他要する費用
- (キ) 業務に係る総額

9. プレゼンテーション

- (1) 実施日：令和7年8月20日（水）（予定）
※詳細は、市から文書により別途通知をする。
- (2) 提案時間：60分（説明30分 質疑30分）
- (3) 参加人数：6名程度
- (4) その他
 - ① プレゼンテーションの順番は、事業提案書の提出時における受付順とする。
 - ② プレゼンテーションは、提出した事業提案書をもとに行うことを原則とするが、パワーポイントを用いることも可とし、その場合内容は事業提案書の内容に沿ったものとする。
 - ③ 説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。その場合、パソコンは事業者が持参のこと。（スクリーンは本市にて用意）
 - ④ プレゼンテーション当日に追加資料を配布することは不可とする。
 - ⑤ 提出された企画提案書等についてヒアリング等を実施し、最も優れている企画提案者を決定、結果については、書面により別途通知

10. 審査方法

- (1) 選定基準
「別表1 郡山駅駅前広場基本計画策定等業務委託選定基準」のとおり。
- (2) 評価方法
選定基準により事業提案評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。
事業提案評価については、「選定委員会」により事業提案内容を審査し、各委員の評価点を合算した値（合計点）が最も高い事業提案者を契約候補者、次に高いものを次点候補者として選定する。
- (3) 評価結果は令和7年8月22日（金）に電子メールにより通知する。

また、本市ウェブサイトには契約候補者のみ掲載（申込者数、申込業者名は非公表）する。

11. 失格事項

次のいずれかに該当する事業提案は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合
- (6) 提案期限を過ぎて事業提案書が提出された場合

12. 契約条件

- (1) 誠実な事業遂行
 - ① 事業者は、実施要領、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
 - ② 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議すること。
- (2) 契約条件
 - ① 提出された事業提案書等について選定委員会で審査し、最も評価の高い事業提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
 - ② 契約候補者の決定から契約締結までに「11 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
 - ③ 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）に
る。
 - ④ 契約書は郡山市が作成するものとする。
 - ⑤ 支払いについては、業務完了後支払うものとする。

13. その他

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却せず、著作権は事業提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、事業提案者の負担とする。

別表１．郡山駅駅前広場基本計画策定等業務委託選定基準

審査項目		審査ポイント	配点
実施体制	業務実施体制	・発注者の計画どおりに業務を実行できる人員と技術者が確保されているか。 ・本市の要望等に迅速、柔軟に対応できるか。	１０点
	業務実績	・同規模程度の駅前広場に関する業務経験を有しているか。（過去に実施した駅前広場に関する業務の実績、成果が本業務にふさわしいか総合的に判断する。）	１０点
企画提案内容	提案内容の的確性	・本市の現状、業務目的を正しく理解し、その実現に有効な方針が示されているか。 ・社会実験の目的、有効性が駅前広場の未来像と適合しているか。 ・交通量調査等の実施方法が郡山駅西口ロータリーの現状の問題点や課題を解決するための確か。 ・駅前広場の中長期的な整備のビジョンを見据えた提案か。	３０点
	提案内容の独創性	・提案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。	１０点
	提案内容の実現性	・実施方法及びスケジュールが具体的で、円滑な業務履行が可能か。	１０点
	参考見積	・提案内容に対し適切な金額であるか。 $\text{配点} \times (\text{申込者のうち最も低い見積金額}) \div (\text{見積金額})$ により採点する。	２０点
プレゼンテーション	業務方針、方法の的確性	・提案内容の実現可能性、事業安定性、提案の確性等の内容、根拠が明確であるか。業務方針、方法は一貫しているか。	５点
	提案に対する意欲	・業務実施に関し、意欲的であるか。	５点
合計			１００点